

北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の船舶による
洋上での物資の積替えの疑い（平成31年1月18日）

1. 事案の概要

平成31年1月18日（金）午後、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」（IMO 番号：7303803）と船籍不明の小型船舶が東シナ海の公海上（上海の南約410kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1海上補給隊所属「おうみ」（佐世保）が確認しました。

両船舶は、接舷（横付け）した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。



（写真①－1：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶。1月18日16時35分頃撮影）



(写真①-2 : 接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶。1月18日17時45分頃撮影)



(写真② : 北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」。1月18日15時20分頃撮影)

2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。